

保有個人情報の開示・不開示等に関する審査基準

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、立川市が行う保有個人情報の開示・不開示等に関する主な審査基準は、次のとおりとします。

なお、本基準は、随時、適切な見直しを行っていくものとします。

保有個人情報の開示義務

法第78条（第1項）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（趣旨）

保有個人情報開示請求制度は、個人が、行政機関の長等が保有する自己に関する個人情報の正確性やその取り扱いに関する適正性を確認するための重要な制度であります。

本条では、開示しない情報（以下、不開示情報といいます。）以外は開示しなければならないと規定しています。

一方で、本人や本人以外の第三者、法人等の権利利益、市民生活の安全、公共の利益等についても適切に保護を図る必要があることから、本人に対して開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを適切に比較し検討する必要があります。

このため本条では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として定め、不開示情報が含まれない限り、開示請求に係る自己に関する個人情報を開示しなければならないこととなります。

開示請求者の生命、健康等を害するおそれがある情報

法第78条（第1項第1号）

1 ……略……

（1）開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

（趣旨）

保有個人情報の開示制度は、本人に関する個人情報を開示する制度であり、通常は、本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられます。

しかし、必ずしも開示が本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には開示しないとすることを定めたものです。

（説明）

（1）「開示請求者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」とは、

例えば、不治の病気に関する情報であって、本人がそれを知ることにより、精神的に大きな打撃を受け、健康が悪化するおそれがあるような場合をいいます。

（2）法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合には、法定代理人の利益と本人の利益が常に一致するとは限らないことに留意する必要があります。

ア 未成年者が親に秘密にしている個人情報の開示を親が法定代理人として請求するような場合で、未成年者の権利利益を害するおそれがあると認められる場合

イ 児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合等

（3）本号が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用にあたっては、個々の具体的なケースに即して慎重に判断することとします。

開示請求者以外の個人に関する情報

法第78条（第1項第2号）

1 ……略……

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（趣旨）

開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者の情報が含まれている場合があります。

この場合、第三者に関する情報を本人に開示することにより、当該第三者の権利利益を害するおそれがあることから、第三者に関する情報は開示しない（以下、不開示といいます。）とすることを定めたものです。

（説明）

（1）「個人に関する情報」とは、

個人の人格や私生活に関する情報に限らず組織体の構成員としての個人の活動に関する情報その他個人との関連性を有するすべての情報をいいます。又、死亡した個人に関する情報も含まれます。

（2）ただし書の「イ」については、

例えば、開示請求者の家族構成に関する情報（妻子の名前、年齢、職業等）等があります。

（3）ただし書の「ロ」については、

開示請求者以外の個人に関する情報で不開示にすることにより保護される個人の権利利益よりも、開示することにより開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が大きいと認められる情報をいいます。

（4）ただし書の「ハ」については、

ア 公務員等の職、氏名及び職務の遂行に関する情報は、国民に対する説明責任という観点から、不開示情報から除外することを定めたものです。

イ ただし、公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報等はこの「職務の遂行に係る情報」には該当しません。

ウ 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、当該職務に直接係るものである場合は通常開示しています。

法人その他の団体に関する情報

法第78条（第1項第3号）

1 ……略……

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(趣旨)

法人等及び事業を営む個人（以下、法人等といいます。）の事業に関する情報を、開示しない情報（以下、不開示情報といいます。）とする要件を定めたものです。

ただし書は、法人等の事業活動による危害等から、人の生命、健康等を保護するために開示することが必要であると認められる情報を不開示情報から除くことを定めたものです。

(説明)

(1) 「法人その他の団体等」とは、

株式会社、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等をいいます。

(2) 「法人その他の団体に関する情報」とは、

営利を目的とするか否かを問わず事業内容、事業所、事業資産、事業所得に関する情報等事業活動に関する一切の情報をいいます。

(3) 本文ただし書は、

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較し検討したうえで、後者の利益を保護することの必要性が大きいと認められる場合に不開示情報から除くことを定めたものです。

(4) 本号イについては主に次の場合をいいます。

ア 法人等の保有する製造工程・原材料の種類・使用量等又は取引先・受注経路等販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等の事業活動が損なわれると認められる場合

イ 経営方針、運営状況、負債内容・賃金等の経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の事業活動が損なわれると認められる場合

ウ その他開示にすることにより、法人等の信用、社会的評価、名誉等を害するおそれがあると明らかに認められる場合

(5) 本号「ロ」については、

行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等における通例として開示しないこととされているものその他当該条件を付すことが状況に照らして合理的であると認められる情報を不開示とすることを定めたものです。

国の安全等に関する情報

法第78条（第1項第4号）

1 ……略……

(4) 行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

（趣旨）

我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益は、国民全体の基本的な利益であり、国の安全等が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由がある情報を開示しないとすることを定めたものです。

（説明）

（1）「国の安全」とは、

国土、国民及び統治体制が平和で平穏な状態に保たれていることをいいます。

（2）「他国若しくは国際機関」には、

我が国が承認していない地域（北朝鮮等）、政府機関（外国の州政府、地方公共団体）その他これに準ずるものも含まれます。

（3）「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、

他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれがある場合をいいます。

（4）「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、

他国等との現在進行中又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、交渉上の地位が低下するおそれがある場合をいいます。

公共の安全等に関する情報

法第78条（第1項第5号）

1 ……略……

(5) ……略……

本号では、立川市は適用対象外となるため省略します。

法第78条（第1項第6号）

1 ……略……

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(趣旨)

行政機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報を開示することによって、行政機関等の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれがある情報を開示しないとすることを定めたものです。

(説明)

(1) 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報」とは、主に次に掲げるものに関連して作成され、又は取得された情報等をいいます。

ア 行政機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議

イ 行政機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、意思統一を図るための協議及び打合せ並びに決裁を前提とした説明及び検討

ウ 審議会等又は行政機関等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議及び検討

(2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、

開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいいます。

(3) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、

未成熟な情報等を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいいます。

(4) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、

尚早な時期に、あるいは事実関係が未確認な情報等を開示することにより、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等をいいます。

(5) 本号が規定する「おそれ」があるか否かの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と開示により適正な意思決定に及ぼす支障とを比較し検討したうえで判断することとなります。

事務又は事業に関する情報

法第78条（第1項第7号）

1 ……略……

(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(趣旨)

行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を開示しないとすることを定めたものです。

(説明)

(1) 「次に掲げるおそれ」として掲げたものは、

典型的なものを挙げたものであって、限定列記したものではありません。

(2) 「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、

当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合をいいます。

(3) 本号イについては、前述の法第78条第4号と同義です。

(4) 本号ロについては、

犯罪の予防及び捜査活動のほか、それらとも関連する犯則事件の調査等平穏な市民生活その他公共の安全と秩序を維持するための必要な活動に支障を及ぼすおそれのある場合をいいます。

(5) 本号ハについては、主に次の場合をいいます。

ア 事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となる場合

イ 事前に開示すると、法令違反行為又は妥当性を欠く行為を助長するほか、隠蔽をするなどのおそれがある場合

(6) 本号ニについては、主に次の場合をいいます。

ア 用地取得等の交渉方針等を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある場合

イ 交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害

するおそれがある場合

(7) 本号ホについては、主に次の場合をいいます。

ア 調査研究の途中段階の情報等で、時期尚早に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがある場合

イ 試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられる等、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合

(8) 本号ヘについては、

人事管理に係る事務に関する情報であって、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがある場合をいいます。